

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 5 月
長 野 市

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	長野市職員				民間従業員			A/B
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
全 体	155 人	41 歳	297,500 円	334,400 円	—	—	—	—
清掃職員	48 人	38 歳	282,300 円	382,200 円	廃棄物処理業従業員	43 歳	299,800 円	1.27
学校給食員	53 人	42 歳	303,600 円	375,500 円	調理士	42 歳	251,500 円	1.49
用務員	9 人	49 歳	331,100 円	414,800 円	用務員	54 歳	227,200 円	1.83
自動車運転手	8 人	46 歳	331,300 円	375,000 円	自家用乗用自動車運転者	56 歳	237,700 円	1.58
その他	37 人	40 歳	293,100 円	385,000 円	—	—	—	—

※「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされている数値を使用している。

※民間従業員のデータは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。
(平成 16 年～18 年の 3 か年平均の数値)

※市の技能労務職員の職種と民間の職種等の比較をするに当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の条件が完全に一致しているものではない。

(2) 年齢別職員数（平成 19 年 4 月 1 日現在）

区 分	20歳未満	20～23歳	24～27歳	28～31歳	32～35歳	36～39歳	40～43歳	44～47歳	48～51歳	52～55歳	56～59歳	60歳以上
全 体	0 人	0 人	3 人	15 人	33 人	42 人	13 人	14 人	9 人	9 人	16 人	1 人
清掃職員			1	6	11	19	2	4	3	2		
学校給食員				8	12	8	4	6	2	4	9	
用務員					1	1	2	1			3	1
自動車運転手						3	2		1		2	
その他			2	1	9	11	3	3	3	3	2	

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

国家公務員の行政職俸給表（一）に準じた行政職給料表を適用

※ただし、4 級までの運用

イ 技能労務職員に係る特殊勤務手当

手当の名称	支給職員の範囲	支給額
1 感染症予防作業手当	感染症病原体の付着又はその危険のある消毒作業及び物件の処理作業に従事した職員	日額 500円
2 大型特殊自動車運転手当	大型特殊自動車の運転に従事した職員	月額 3,000円
3 清掃業務手当	清掃センター、衛生センター職員で、ごみその他の廃棄物の収集等処理作業並びに分別に係る指導及び啓発の業務、し尿及び汚泥の収集等処理作業に従事したもの	日額 500円～900円
4 死獣収集業務手当	犬、猫等の死体の収集作業に従事した職員	1件 300円
5 市営葬儀従事手当	(1) 葬祭具の飾り付けに従事した職員	日額 200円
	(2) 霊柩自動車の運転に従事した職員	日額 500円
6 斎場勤務手当	火葬及び胞衣の焼棄に従事した職員	日額 700円
7 道路及び河川水路維持改修作業手当	道路及び河川水路の維持改修の作業に従事した職員	日額 300円～400円
8 ボイラーの操作従事手当	ボイラーの操作に従事した職員	日額 200円
9 調理作業手当	給食の調理作業に従事した職員	日額 150円
10 年末年始勤務手当	(1) 清掃センター及び衛生センター職員で、清掃関係の処理作業に従事したもの並びに生活部市民課職員で、市営葬儀に従事したもの及び斎場に勤務したもの	日額 1,500円～3,000円
	(2) 衛生センター職員で、宿直勤務に従事したもの	1回 1,500円
	(3) 戸隠スキー場の業務に従事した職員	日額 1,500円～3,000円
	(4) 戸隠スキー場において宿日直勤務に従事した職員	宿直 1回 1,500円 日直 1回 3,000円
11 災害等緊急出動手当	(1) 豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある道路、河川等において行う巡回監視の業務又は重大な災害の発生した箇所若しくは発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業に従事した職員	日額 300円～500円
	(2) 建設部道路課、河川課及び維持課職員で、正規の勤務時間外又は休日等に緊急に処理が必要な業務に従事したもの	日額 200円
12 除雪手当	除雪用機械を運転し、道路等の除雪作業に従事した職員	日額 500円
13 索道技術管理者手当	戸隠スキー場のリフト管理責任者である職員	月額 10,000円
14 大型自動車運転手当	大型自動車の運転に従事した職員	日額 500円
15 作業手当	簡易水道等及び特定環境保全公共下水道の維持改修の作業に従事した職員	日額 300円～400円
16 施設維持管理手当	簡易水道等及び特定環境保全公共下水道の維持管理のために危険な作業に従事した職員	日額 500円

ウ 昇給基準

一般職員の例によるものとし、毎年4月1日に前1年間における勤務成績に応じて、4号俸（55歳以上は2号俸）を標準として昇給する。（平成24年3月31日までの間は、昇給を1号抑制。）

2 基本的な考え方

平成17年度に策定した長野市行政改革大綱実施計画（集中改革プラン）において、平成22年度までの5年間で職員140人を削減するという数値目標を掲げ、適正な定員管理の実施に努めている。今後も、この計画に基づき、技能労務職員を含めた職員数の適正化に取り組む。

給与については、一般行政職に比べ高い数値を示しているラスパイレス指数の検証など、給料水準の適正化に向けた取組が必要である。また、特殊勤務手当の見直し（一部廃止）を早期に実施する。

3 具体的な取組内容

- (1) 平成16年度に、第二学校給食センターの民間委託を実施した。
- (2) 平成18年度から20年度当初にかけて、技能労務職員の新規採用を実施していない。
- (3) 平成18年度から、特殊勤務手当の見直し（一部廃止）について労使協議を実施している。
- (4) 平成19年度の給与構造見直しに伴い、一般職員と同様、新給料表への切替えを行ったことにより、給料水準を引き下げ、枠外昇給を廃止した。